

# 一般社団法人島根県警備業協会入会等入会手続き、入会金 及び会費に関する規程

## (趣旨)

第1条 この規程は、一般社団法人島根県警備業協会（以下「本会」という。）定款（以下「定款」という。）第7条及び第8条に規定する入会手続き及び会費、同納入手続き並びに第10条に規定する退会に関する手続きなど必要な事項について定めるものとする。

## (会員入会資格・入会手続)

第2条 正会員として入会しようとする者は、定款第6条に掲げる要件のほか、次の各号を満たす者であることを要する。

- (1) 公安委員会の認定を受け、原則として認定後2年以上経過した警備業者で、島根県下で2年以上営業している者であること
  - (2) 警備業法等関係法令並びに本会の定款及び諸規程を遵守できる者であること
  - (3) 正会員の責務等に関する誓約書を提出できる者であること
  - (4) 社会保険に加入している者であること
  - (5) 入会を希望する前2年間において、既に加入している会員と同程度の諸規程遵守状況であること
- 2 正会員として入会しようとする者は、入会申込書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて会長に提出し、総務委員会の審査を経て、理事会の承認を得なければならない。
- (1) 会社概要（様式第2号）
  - (2) 事業所代表者の履歴書（様式第3号）
  - (3) 認定証の写し若しくは営業所設置届書の写し
  - (4) 誓約書（様式第4号）
- 3 賛助会員として入会しようとする者は、賛助会員入会申込書（様式第5号）を会長に提出し、総務委員会の審査を経て、理事会の承認を得るものとする。

## (入会の拒否)

第3条 正会員として入会しようとする者が、次の各号の一つに該当する場合は、入会を拒否または延期することができる。

入会を拒否した場合は、入会しようとする者にその理由を開示及び公表しないこととし、入会申込書等の関係書類は返還するものとする。

延期の期間は、最長1年間とする。

- (1) 前条第1項各号に定める入会資格に明らかに抵触する欠格事由が認められる場合
- (2) 前条第2項各号に関わる提出書類に明らかに虚偽の記載が認められる場合
- (3) 暴力団等反社会的勢力集団等の構成員と親交があり、または資金援助を受ける

など、その影響力により警備業経営を行い、若しくは適正な警備業務の実施に支障を及ぼすことが明らかであると認められる場合

#### (正会員の入会金)

第4条 正会員として承認された者は、「入会金の額」(別表1)を第7条に定めるところにより納入するものとする。

2 前項の規定により納入された入会金は返還しない。

#### (会費)

第5条 正会員の会費は、基本会費と付加会費とする。

- (1) 基本会費は年額6万円(月額5千円)とする。
  - (2) 付加会費は「一般社団法人島根県警備業協会会費算定基準表」(別表2)に基づき毎年正会員ごとに会費を算定する。
  - (3) 付加会費算定基準表の要素となる年商高割格付け、資本金割格付け及び警備員数割格付けは、正会員の自主申告による。
  - (4) 正会員は、毎年12月末現在の年商高割格付け、資本金割格付け及び警備員数割格付けを、年商高、資本金及び警備員数の申告書(様式第6号)により、翌年1月末日までに会長に申告しなければならない。ただし、兼業警備業の年商高は、当該警備業務部分に係る年商高をもって格付けとする。
- 2 兼業警備業者については、当該申告資本金割格付けの額2分の1を負担する。
  - 3 賛助会員については、前項各号に定めるところによらず、入会した年度から年1万円を一口単位とする賛助会費を納入する。
  - 4 本規程により納入した会費は返還しない。

#### (会費徴収の特例)

第6条 新規正会員の当該年度の基本会費は、正会員として承認された月以降の当該年度の残月数に月額5千円を乗じた額とする。

- 2 年度途中で新たに正会員となった者の当該年度の付加会費の年商高割格付けについては、入会承認月を基準として、事業開始が1年未満の場合は、当該営業所等における事業期間中の平均売上高から見込まれる12箇月分の見込み売上高を前条の規定に基づく年商高割格付けとし、1年以上事業実績がある場合は、直近の決算期の当該営業所等の売上高を前条の規定に基づく年商高割格付けとする。また、警備員数割格付けは、入会承認月を基準とする当該営業所等の警備員数をもって前条の規定に基づく警備員数割格付けとする。

#### (会費等の納入方法)

第7条 入会金、会費及び賛助会費の納入は、協会指定の銀行口座に振り込む方法による。

- 2 入会金は、入会后速やかに、また、正会員の会費は、4月及び10月の各15日までに、各々6ヵ月分を納入し、賛助会員の賛助会費は、入会時に申告した期日に納入するものとする。

(退会手続)

第8条 退会しようとするときは、退会届出書(様式第7号)を会長に提出しなければならない。

(退会勧告)

第9条 会長は、会員が次の各号の一つに該当し、定款第11条の除名事由にあたりと認められる場合は、総務委員会の審査を経て理事会に諮り、承認を得た上で退会勧告をする。

- (1) 警備業法第49条の規定により、島根県公安委員会から1月を超える営業停止処分を受けた者
- (2) 悪意を持って他の会員の業務を妨害したり、営業活動等に伴い顧客又は同業者に対し道義に反する不当な行為を行っていると思われる者
- (3) 定款第11条に定める除名事由に該当する事実があると認められる者

2 会長は、会員が前項の退会勧告を受けてそれに応じないときは、理事会に諮り定款第11条に定める除名の措置をとる。

(再入会)

第10条 本会を退会した後、再び入会しようとする者は、次の各号の一つに該当する場合は、原則として入会できない。

- (1) 任意に退会した後、1年を経過していない者
- (2) 退会勧告を受けて退会した後、3年を経過していない者
- (3) 除名された後、5年を経過していない者

附 則

この規程は、平成元年3月17日から施行する。

協会の設立当初、現に会員であった者は、第2条及び第3条の規定は適用しない。

平成23年5月12日一部改正

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

令和2年3月23日一部改正

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

令和3年12月17日一部改正

この規程は、令和3年12月17日から施行する。

別表1 (第4条関係)

## 入 会 金 の 額

## 1 正会員

150,000円

別表2(第5条関係)

## 一般社団法人島根県警備業協会会費算定基準表

区 分		負 担 金 額 等		
年 商 高 割 格 付	格付	年 商 高	月 額	年 額
	A	8,000 万円以上	12,000 円	144,000 円
	B	4,000 万円以上～8,000 万円未満	9,000 円	108,000 円
	C	1,000 万円以上～4,000 万円未満	6,000 円	72,000 円
	D	1,000 万円未満	3,000 円	36,000 円
	※兼業警備業は当該警備業務に係る年商額			
資 本 金 割 格 付	格付	資 本 金	月 額	年 額
	A	3,000 万円以上	7,500 円	90,000 円
	B	2,000 万円以上～3,000 万円未満	6,000 円	72,000 円
	C	1,000 万円以上～2,000 万円未満	4,500 円	54,000 円
	D	1,000 万円未満	3,000 円	36,000 円
	※兼業警備業については2分の1負担			
警 備 員 数 割 格 付	格付	警 備 員 数	月 額	年 額
	A	100 人以上	7,500 円	90,000 円
	B	50 人以上～100 人未満	6,000 円	72,000 円
	C	10 人以上～50 人未満	4,500 円	54,000 円
	D	10 人未満	3,000 円	36,000 円